

半田市日本語初期指導業務委託仕様書

本仕様書は、日本語を母語としない子どもたちが日本語で意思疎通を図り生活できるようになること、及び学校での学習に参加するための力をつけることを目指して実施する「日本語初期指導事業」について、業務の内容その他必要な事項を定めるものである。

1 事業名

日本語初期指導業務委託

2 目的

日本語を母語としない子どもたちが日本語で意思疎通を図り生活できるようになること、及び学校での学習に参加するための力をつけることを目指して、子どものための日本語初期指導教室を実施する。

3 実施場所

半田市内の小中学校等（本市の指定する場所）

4 受講対象者

半田市に在住又は在学（見込みを含む。）で、日本語を母語としない学齢期の児童生徒とする。ただし、受託経費の範囲内かつ本講座の開催に支障が生じない範囲内で、義務教育年齢を超えて高校への進学を希望する者も対象とすることができる。

5 契約期間等

(1) 契約期間 契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

(2) 準備期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 事業実施期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※契約締結日は令和8年12月18日を予定している。

※準備期間は、受注者が本業務に必要なとなる人員の確保、カリキュラムの作成等、業務を適正に履行できる体制を整える期間とし、当該期間に係る費用については受注者の負担とする。

6 業務の内容

次の事項を踏まえて、日本語を母語としない児童生徒を対象とした日本語初期指導教室の実施・運営をすること。

(1) 日本語初期指導教室の企画・運営

ア 受講者の日本語能力に応じて日本語教室（以下「教室」という。）を年間で3クラス開講すること。

イ 教室は原則対面形式とする。ただし、オンライン形式等ICTを活用して実施することも可とする。

- ウ 年間の定員は30名程度を受講可能とすること。ただし、習熟度に応じて、より高い学習効果が見込まれるよう、適宜人数を調整すること。
- エ 教室は日本語能力試験レベルで「N5～N4」程度とする。
- オ カリキュラムは対象者を踏まえて、受注者が企画提案する。
- カ 授業内容に応じた必要教材は受注者側で準備する。
- キ 受講者の受講料は無料とする。

(2) 講師の配置

講師について、次のア～ウのうちいずれかに該当する者を、各教室に1名以上配置すること。

- ア 日本語教育能力検定試験に合格した者
- イ 日本語教師養成講座にて420時間の講座を修了した者
- ウ 日本語指導の実務経験が1年以上ある者

(3) アンケートの実施

教室終了後、受講者に対してアンケートを実施し、その取りまとめ結果を、実績報告書とあわせて提出すること。なお、アンケート用紙（項目）は受注者が作成し、あらかじめ市の承諾を受けること。

7 提出書類

履行にあたって、受注者は市へ次の書類を提出すること。

(1) 事業計画書

受注者は契約締結後、速やかに事業実施スケジュール表及び教室の詳細内容を示した事業計画書を提出し、市の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、必ず市と協議の上で行うこと。

(2) 実績報告書

受注者は業務完了後、速やかに市に実績報告書を提出すること。実績報告書には、6（3）により実施したアンケートの取りまとめ結果を添付すること。

(3) 業務完了報告書

受注者は、実績報告書の内容について委託者による承認を受けた後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(4) その他の書類

市に求められた際、必要に応じて随時提出すること。

8 特記事項

(1) 業務の再委託

- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- イ 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市に対して、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
- ウ 業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその

結果についての責任を負うものとする。

(2) 機密情報の取扱い

業務にかかる機密情報の取扱いには、十分配慮すること。また、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「半田市個人情報等の取扱いに関する特約条項」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 業務成果品に関する著作権等

本業務遂行により新たに生じた意匠権、著作権その他これらに類する権利等は、市に帰属する。

(4) 支払い

委託契約金の支払いは、履行期間終了後「業務完了報告書」の提出及び完了検査終了後とする。

9 その他

(1) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。

(3) 受講希望者が少ないこと等が原因で3クラス開講することができない場合は、双方協議の上、必要に応じて業務履行状況に応じた委託料の見直しを行う。

(4) 受講者から金銭の一切を徴収してはならない。

(5) 本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに市へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに市に報告すること。